

[建設工事従事者のメンタルヘルスケア研修 カリキュラム]

<対象者>

建設工事従事者。

<根拠関連法令>

「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」

平成12年8月9日付け基発第522号の2

新指針：『労働者の心の健康の保持増進のための指針』

平成18年3月31日付け基発第0331001号

※改正：平成27年11月30日付け基発1130第1号

◎メンタルヘルスケアの基本的考え方（事業場におけるメンタルヘルスケアの重要性）

職場には労働者の力だけでは取り除くことができないストレス要因が存在しているため、事業者の行うメンタルヘルスケアの積極的推進が重要であり、労働の場における組織的かつ計画的な対策は、心の健康の保持増進を進める上で大きな役割を果たす。また、事業場におけるメンタルヘルスケアは、労働者の健康の保持増進を図る上で重要な活動である。建設業が明るく元気いっぱいに発展し、若い人々が競って建設業に従事するようにするには、3K（きつい・きたない・きけん）のイメージを振り払い、安全・快適な職場環境とすることが必要であり、建設現場で働く人々が体も心も健康でいきいきと仕事に励めるように過重な労働とならないよう、また心の健康、すなわちメンタルヘルスケアの対策をしっかりと取り組むことが重要である。※50名未満の事業場においてもメンタルヘルスケア研修に取り組むことが重要である。

<カリキュラム>

講習 内容	1. メンタルヘルスケアに関する知識	1. 0時間
	2. ストレスチェックを活用した改善	1. 0時間
	3. 健康KYに関する知識	1. 0時間
	合計	3. 0時間